

(別紙1)

社会福祉法人指導監査結果

社会福祉法人 真誠会

1. 実施年月日 平成30年2月6日(火)
平成30年2月7日(水)

2. 文書指摘事項

区分	指摘事項	前回文書指摘事項
I-8 (1) 報酬	<p>社会福祉法人は、法人の公益性の確保及び事業運営の透明性の向上を図るため、評議員、理事、監事に対する報酬等(注)について、次に掲げる手続を実施しなければならないとされている。</p> <p>(注) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。</p> <p>①報酬等の額について、次の方法で定める</p> <ul style="list-style-type: none">i 評議員：定款で定めるii 理事及び監事：定款で定める、又は評議員会の決議により定める <p>②評議員、理事、監事の報酬等の支給基準(以下、役員報酬等支給基準という)を作成し、評議員会の承認を受け、公表する</p> <p>③評議員、理事、監事の区分ごとの報酬等の額の総額を公表する</p> <p>報酬等の支給に関する一連の手続を確認したところ、適切に処理できていない点が散見された。については、法令の定めるところに従い、役員報酬等支給基準の内容の再検討や公表を行うこと。なお、具体的に改善が必要な点については講評時に配布した資料に記したため参考にされたい。</p> <p>根拠法令 社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、一般法人法という)第89条 社会福祉法第45条の35第1項、第2項 社会福祉法第59条の2第1項、第2項 社会福祉法施行規則第2条の42 社会福祉法施行規則第10条</p> <p>参考資料 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)」の改訂について(平成28年11月11日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)別添 第6章</p>	

※文書指摘事項については、別記様式による是正改善状況の報告が必要です。